

## サプライヤー行動規範

新日本科学は、当社に製品やサービスを提供するサプライヤーの皆様とともに、法令規則の遵守、人権尊重、適正な労働慣行、環境保全への取組み等に配慮した調達活動を推進すべく、本規範の遵守をサプライヤーの皆様にお願いするとともに、相互信頼に基づく持続可能なパートナーシップ関係を構築し、責任ある調達活動を推進いたします。

- 1. 自由な選択による雇用:強制、拘束による労働をさせてはならない。
- 2. 児童労働の排除、若年労働者への配慮:児童労働者を違法に雇用してはならない。若年労働者の雇用は適用法が認める範囲で、危険にさらされることのない業務に限定する。
- 3. 労働安全衛生:法令に従い、また、国際的な基準を尊重し、健康的で安全な労働環境を役職員に提供する。
- 4. 差別の排除:性別、性的指向・性自認、国籍、人種、年齢、障がい、宗教等による差別をしてはならない。
- 5. 規程に基づく賃金、福利厚生および労働時間:適用法に準じて最低賃金、時間外労働および 社会保障等の法定給付および付加給付を支払う。また労働時間は適用法が定める限度内と する。
- 6. 結社の自由:適用法の規定に基づき、結社の自由、労働組合への参加または不参加、代表者 の選任に関する従業員の権利を尊重する。
- 7. 贈収賄・汚職の防止:贈収賄・汚職を行わない。不適切な利益を得るために、直接的または第三者を通じて間接的に賄賂等のやりとりを行わない(なお、相手方は国内外の政府関係者、公務員に限らず国内外の民間企業の担当者等を含む。)。
- 8. 不正競争の防止:事業活動は公正な競争のもと行い、独占禁止法および各国の競争法等を遵守する。
- 9. 環境への配慮:適用される環境関連の法規制を遵守する。温室効果ガスの排出量削減を含む 気候変動に配慮した取組みを推進することおよび生物多様性の影響に配慮した事業活動を 行う。

サプライヤーの皆様の取組み状況を把握するため、新日本科学または外部機関からの質問事項への回答を依頼することがあります。また、皆様の再委託先におきましても、本規範が遵守されるようご協力をお願いいたします。

以上

2021年10月制定